

松本市パートナーシップ宣誓制度（案）について

1 パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合う関係であることを宣誓し、その宣誓を市が受け止める制度です。

この制度は、松本市の要綱に基づくものですので、法律婚のような相続等の財産上の権利や税金の控除、扶養の義務等、権利や義務は発生しませんが、宣誓者に対し、市独自に行政サービス等を提供するものです。

2 制度の目的

現松本市総合計画で掲げる「一人ひとりが輝き大切にされるまち」の実現を目指すもので、パートナーシップの関係にある二人の宣誓を市が受け止めることで、生きづらさや悩みが少しでも解消され、このまちで暮らし続けながら、個性や能力の発揮につながることを期待します。また、地域社会にLGBTQ（性的マイノリティ）の方への理解が進み、性別に関わらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現につながることを目的とします。

3 この制度における性的マイノリティとは

この制度では、性的指向（自分の恋愛、性愛がどのような対象に向いているかを示す概念）が異性愛のみでない方や、性自認（自分の性をどのように認識しているかを示す概念）が戸籍上の性と異なる方を性的マイノリティとします。

4 パートナーシップ宣誓できる方の要件

一方又は双方が性的マイノリティのカップルで、次の要件を満たしている方。

- (1) 双方とも成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がないこと。
- (5) 双方の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。
ただし、宣誓者同士が養子縁組をしている場合を除く。

5 宣誓の方法

- (1) 宣誓日を事前に予約
- (2) 宣誓場所は、Mウイング3階 パレア松本を予定
- (3) 宣誓当日、宣誓するお二人が職員の面前でパートナーシップ宣誓書に記入
- (4) 自ら宣誓書に記入することができないときは、当事者以外の方の代筆可
- (5) 宣誓書に通称名の使用可

6 提出書類

宣誓の際、次の書類を提出していただきます。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市内への転入を予定している方の場合、その事実が確認できる書類
- (3) 戸籍抄本その他、独身であることを確認できる書類
- (4) 上記のほかに、市長が必要と認める書類

7 本人確認

宣誓される方の本人確認のため、次のいずれかの書類を提示していただきます。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 在留カード
- (4) 上記のほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの

8 受領証等の交付

宣誓書、提出書類等を確認し、要件を満たしていることが認められたときは、受領証及び受領カードを交付します。

受領証等の交付を受けた方が、受領証等を紛失、き損、汚損等した場合は、再交付の申請をすることができます。

9 変更届

宣誓した方の住所又は氏名（通称を含む。）に変更があったときは、変更届を提出していただきます。

10 受領証等の返還

宣誓した方が、次のいずれかに該当するときは、受領証等を返還していただきます。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 一方又は双方が宣誓要件を満たさなくなったとき。

11 宣誓の無効

パートナーシップの宣誓は、宣誓要件のいずれかの規定に反しているときに限り無効とし、受領証等の返還を求めます。

12 市民及び事業者への周知及び啓発

市は、市民及び事業者がパートナーシップ宣誓の趣旨を適切に理解し、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めます。